

## 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和4年2月28日までとする。

(ビークル・トゥ・ホームシステムの要件)

第3条 要綱第3条別表3の2（2）エに掲げるビークル・トゥ・ホームシステム（以下「V2H」という。）の要件は、未使用品であること及び次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 令和2年度以降に実施する経済産業省の補助事業「災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」並びに環境省の補助事業「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの
- (2) 一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの

(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の要件)

第4条 要綱第3条別表3の2（2）オに掲げる電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「EV等」という。）の要件は、次の各号全てに該当するものであることとする。

- (1) 新たに導入する場合は、初度登録前の車両であること。
- (2) 自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。
- (3) V2Hを介した住宅や事業所（以下「住宅等」という。）への給電機能及び住宅等からの電機能を備えていること。
- (4) 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。

(太陽光発電システムに係る要件)

第5条 要綱第3条別表3の2（2）カに掲げる太陽光発電システムの要件は、出力が1kW以上であり、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。
- (2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するものであること。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月27日から施行する。